

答申第 317 号

平成 18 年 5 月 9 日

神奈川県教育委員会  
委員長 平出彦仁 殿

神奈川県情報公開審査会  
会長 堀部政男

行政文書公開請求拒否処分に関する不服申立てについて（答申）

平成 16 年 11 月 9 日付けで諮問された特定の県立高等学校長が作成した昇格推薦調書非公開の件(諮問第 320 号)について、次のとおり答申します。

## 1 審査会の結論

- ( 1 ) 特定の県立高等学校の前校長が平成11年度から平成14年度までの間に県立高等学校の教員に関して作成した昇格推薦調書のうち、特定の県立高等学校の前校長の氏名は、公開すべきである。
- ( 2 ) 実施機関が、特定の県立高等学校の前校長が平成11年度から平成14年度までの間に県立高等学校の教員に関して作成した昇格推薦調書の数量を示す文書は作成していないため存在しないとして、公開を拒んだことは、妥当である。

## 2 不服申立人の主張要旨

### ( 1 ) 不服申立ての趣旨

不服申立ての趣旨は、特定の県立高等学校の前校長（以下「本件校長」という。）が校長職在職中に県立高等学校（以下「高校」という。）の教員に関して作成した昇格推薦調書のすべて及びその数量について、神奈川県教育委員会（以下「教育委員会」という。）が、平成16年9月24日付けで行った次に掲げる処分のうち、平成11年度から平成14年度までの間に高校の教員に関して作成した昇格推薦調書（以下「本件推薦書」という。）及びその数量を示す文書（以下「本件数量文書」という。）の公開を求める、というものである。

ア 本件校長が校長職在職中（平成11年度から平成14年度までの間に限る。）

に高校の教員に関して作成した昇格推薦調書のすべてを、神奈川県情報公開条例（以下「条例」という。）第5条第1号及び第4号に該当するとして、非公開とした処分

イ 本件校長が校長職在職中に高校の教員に関して作成した昇格推薦調書の数量を示す文書及び平成10年度以前に高校の教員に関して作成した昇格推薦調書すべては存在しないとして、公開を拒んだ処分

### ( 2 ) 不服申立ての理由

不服申立人の主張を総合すると、次のとおりである。

ア 本件推薦書及び本件数量文書（以下「本件行政文書」と総称する。）は、機関、組織及び制度に係るものであり、学校名、推薦者名、候補者名、年

年齢等の個人情報を除き、個人が特定できない範囲で公開すべきである。

金銭（品）授受における私的人的關係による不正な人事等を一掃するためには、是非、本件行政文書の公開が必要である。この場合、情報公開は会計監査的な社会的チェックの機能及び社会正義保持としての意味を持つ。本件行政文書を公開することによって、疑惑を持たれるような人事の運用が抑制又は無くなると考えられるので、裁量的公開をする公益上の必要がある。

イ 本件推薦書のうち、条例第5条第1号本文及び第4号エに該当する箇所を除く部分を公開すべきである。少なくとも、同条第1号ただし書ウ、条例第6条及び第7条に該当する部分は、公開すべきである。

ウ 昇格推薦調書（以下「推薦書」という。）は、複数の校長候補者又は教頭候補者（以下「候補者」と総称する。）の長所、実績、適正、有為性、秀逸性等を、高校の校長の職にある者（以下「推薦者」という。）が公平かつ客観的に記載したものであるから、本件推薦書を公開した場合に、個人の権利利益を害するようなことは考え難い。

エ 実施機関が本件行政文書を非公開とすることは、人事に関する誤解や邪推を逆に広く招く結果になる。本件推薦書は、本件校長が公務として作成したのであり、公開することによりはじめて、「率直な評価や意見」の責任性、妥当性、客観性、事実性、公平無私の姿勢等を明示することができる。

オ 実施機関は神奈川県情報公開審査会答申第190号（平成16年9月6日付け）で、特定の教員に関する昇格推薦調書の非公開が妥当とされたことを非公開理由として挙げているが、本件とは一切関係のないものである。

### 3 実施機関（教育局教職員課）の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、次のとおりである。

#### （1）本件推薦書について

推薦書は、推薦者が、教育委員会に対し、高校の次年度の新たな校長又は教頭にふさわしいと考える者を、候補者として推薦するために作成するものであり、本件推薦書には推薦者である本件校長の氏名、学校名、候補者の氏

名、年齢、教科、推薦者が候補者を推薦する理由等が記載されている。

管理職昇格人事は、管理職としての能力を総合的に判断して教育委員会が行うものであり、推薦書は検討の際の一資料である。

ア 条例第5条第1号該当性について

(ア) 条例第5条第1号本文該当性について

本件推薦書には、推薦者及び候補者の氏名等が記載されており、その全体が特定の個人が識別され、又は識別され得る記述である。年齢や教科を公開しただけでも、特定の個人が識別され、又は識別され得る場合がある。年齢や教科のそれぞれについて、公開か非公開かの判断をすることは難しい。

さらに、本件推薦書の様式部分や枚数から、本件校長が勤務していた高校（以下「本件高校」という。）の教員に関する推薦の有無や候補者の人数が判明するため、人事異動の結果と照合することで、特定の個人が識別され、又は識別され得るとともに、本件高校の教員に対する本件校長の評価が明らかになるおそれがあることから、本件推薦書全部を非公開とすべきである。

(イ) 条例第5条第1号ただし書該当性について

本件推薦書は、法令等の規定により何人にも閲覧等が認められている情報、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報又は人の生命、身体等を保護するため、公開することが必要であると認められる情報とは認められないので、条例第5条第1号ただし書ア、イ又はエのいずれにも該当しないと判断する。

本件推薦書は、候補者の人柄、職務遂行上の能力、実績等を第三者が評価した結果を記載したものであり、教育委員会が人事管理上保有する教員の身分取扱いに関する情報であることから、公務員の職務の遂行に関して記載されたものとは認められず、ただし書ウに該当しない。

イ 条例第5条第4号該当性について

本件推薦書の有無や候補者の人数が分かることにより、本件高校の教員に対する本件校長の評価が明らかになることや、本件推薦書には、候補者の人柄、職務遂行上の能力、実績等が記載されていることから、本件推薦

書を公開すると、推薦者が率直な評価や意見を記載することが困難となる。

また、本件推薦書を公開すると、推薦者、推薦理由、本件校長の推薦の有無等と、昇格の可否や配属先等との間に不当かつ不要な予見を与えることにもなりかねない。したがって、今後、反復継続される人事異動に係る事務の適正な遂行に大いに支障を及ぼすこととなり、人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれが生じる。

#### (2) 本件数量文書について

推薦書は、教育委員会が管理職昇格人事案を検討する際の資料となるが、その過程で、推薦書の数量を把握したり管理する必要はないため、本件数量文書は作成しておらず、存在しない。また、前記(1)ア(ア)及びイで述べたとおり、推薦書の枚数自体が非公開とすべき情報である。

#### (3) その他

神奈川県情報公開審査会答申第190号(平成16年9月6日付け)において、特定の高校の教員に関する推薦書を非公開としたことが、妥当とされている。

### 4 審査会の判断理由

#### (1) 審査会における審査方法

当審査会は、本諮問案件を審査するに当たり、神奈川県情報公開審査会審議要領第8条の規定に基づき委員を指名し、指名委員は、不服申立人から口頭による意見を、また、実施機関の職員から口頭による説明を聴取した。それらの結果も踏まえて次のとおり判断する。

#### (2) 本件推薦書について

##### ア 条例第5条第1号該当性について

条例第5条第1号は、情報公開請求権の尊重と個人に関する情報の保護という二つの異なった側面からの要請を調整しながら、個人を尊重する観点から、個人に関する情報を原則的に非公開とすることを規定している。

##### (ア) 条例第5条第1号本文該当性について

- a 条例第5条第1号本文は、「個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、個人の権利利益を害するお

それがあるもの」を非公開とすることができる」と規定している。

したがって、同号本文は、明白にプライバシーと思われる個人に関する情報はもとより、プライバシーであるかどうか不明確であるものも含めて非公開とすることを明文をもって定めたものと解される。

b 本件推薦書のうち、次に掲げる情報は、特定の個人が識別される情報と認められるので、同号本文に該当すると判断する。

( a ) 本件校長の氏名

( b ) 本件高校の名称及び学校番号

( c ) 本件高校以外の高校に所属する候補者（以下「他校候補者」という。）の高校の名称（以下「他校名称」という。）

( d ) 候補者の氏名

( e ) 教頭歴年数及び現任校年数

( f ) 本件高校に所属する候補者の教科及び科目（以下「本件教科」と総称する。）

c 本件推薦書のうち、次に掲げる情報は、特定の個人が識別される情報とは認められないので、同号本文に該当しないと判断する。

( a ) 年度（校長候補者の推薦書（以下「校長推薦書」という。）に記載されている年度を除く。）

( b ) 推薦順位

d 本件推薦書のうち、候補者の年齢は、高校の教員の年齢が公表されていないことから、特定の個人が識別される情報とは認められないので、同号本文に該当しないと判断する。

e 本件推薦書のうち、他校候補者の教科及び科目（以下「他校教科」と総称する。）は、同一の教科及び科目の教員が複数いることから、特定の個人が識別される情報とは認められないので、同号本文に該当しないと判断する。

f 年度のうち、校長推薦書に記載されているものは、対象者が限られていることから、特定の教頭が識別される情報と認められるので、同号本文に該当すると判断する。

g 候補者の推薦理由は、候補者に対する具体的な評価であることから、

個人の思想、心身の状況等に関する情報であって、個人の人格と密接に関連するものとして保護すべき情報であるので、候補者を識別することはできないが、公開することにより、候補者の権利利益が害されるおそれがあると認められるため、同号本文に該当すると判断する。

h 実施機関は、本件推薦書の様式部分や枚数から、本件高校の教員に関する推薦の有無や候補者の人数が判明するため、人事異動の結果と照合することで、特定の個人が識別され、又は識別され得るとともに、本件高校の教員に対する本件校長の評価が明らかになると説明している。

しかし、実施機関が、管理職昇格人事は教育委員会が総合的に判断して行うものであり、推薦書は検討の際の一資料であると説明していることからすると、本件高校の教員が識別される情報を非公開とすれば、本件推薦書の様式部分や枚数を公開しても、本件校長が一定期間に作成した推薦書の枚数が明らかになるにすぎず、特定の個人が識別されるとは認められないし、また、本件校長の特定の教員に対する評価が明らかになるともいえないので、同号本文に該当しないと判断する。

(イ) 条例第5条第1号ただし書該当性について

a 条例第5条第1号本文に該当する情報であっても、同号ただし書アからエまでに該当するものは、公開するとされている。

b 本件校長の氏名は、本件校長が公務員の職務として本件推薦書を作成していることから、慣行として公にされる情報と認められるので、同号ただし書イに該当すると判断する。

候補者の氏名は、教員の身分の取扱いに関して記載された情報であることから、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報と認められないので、同号ただし書イに該当しないと判断する。

前記(ア) b ( b )、( c )、( e )、( f )、校長推薦書に記載されている年度及び推薦理由は、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報とは認められないので、同号ただし書イに該当しないと判断する。

- c 本件高校の名称及び学校番号（校長推薦書に記載されている本件高校の名称及び学校番号を除く。）は、本件校長が公務員の職務として本件推薦書を作成していることから、公務員の職務の遂行に関して記載されたものと認められるので、同号ただし書ウに該当すると判断する。
- d 校長推薦書に記載されている本件高校の名称及び学校番号並びに年度は、本件校長が公務員の職務として本件推薦書を作成してはいるが、本件高校の特定の教頭が識別され得る情報であり、当該情報は、教頭の身分の取扱いに関して記載された情報であることから、同号ただし書ウに該当しないと判断する。
- e 前記（ア）b（c）から（f）までは、候補者に関する情報であり、また、推薦理由は、候補者の人柄、職務遂行上の能力、実績等に対する本件校長の評価であって、いずれも、実施機関が人事管理上保有する教員の身分取扱いに関する情報であることから、同号ただし書ウに該当しないと判断する。
- f 前記（ア）b（c）から（f）まで並びに校長推薦書に記載されている本件高校の名称及び学校番号、年度並びに推薦理由は、法令等の規定により何人にも閲覧等が認められている情報又は人の生命、身体等を保護するため、公開することが必要であると認められる情報とは認められないので、同号ただし書ア又はエのいずれにも該当しないと判断する。

#### イ 条例第5条第4号該当性について

- （ア）条例第5条第4号は、「県の機関、国等の機関、独立行政法人等又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、公開することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」は非公開とすることができるとして、アからオまでの各規定においてその典型を例示している。
- （イ）本号アからオまでの各規定に掲げられている情報は、本号の柱書に該当する情報の典型的な例を示すものであり、「その他当該事務又は事業

の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」には、これらに類似し、又は関連する情報も含まれるものと解される。

(ウ) 前記ア(イ)において条例第5条第1号ただし書に該当しないと判断した、候補者の氏名、本件教科、他校名称、教頭歴年数、現任校年数、推薦理由並びに校長推薦書に記載されている本件高校の名称及び学校番号並びに年度は、非公開が妥当と判断しており、条例第5条第4号について判断する必要はないため、同条第1号に該当しないと判断した本件校長の氏名、本件高校の名称及び学校番号(校長推薦書に記載された本件高校の名称及び学校番号を除く。)、候補者の年齢、他校教科、推薦順位並びに様式部分(校長推薦書に記載された年度を除く。)について、以下、検討する。

(エ) 実施機関は、本件推薦書を公開すると、推薦者、推薦理由、本件校長の推薦の有無等と、昇格の可否や配属先等との間に不当かつ不要な予見を与え、今後、反復継続される人事異動に係る事務の適正な遂行に大いに支障を及ぼすこととなり、人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれが生じるため、本件推薦書全体が条例第5条第4号に該当すると説明している。

(オ) 本件高校の名称及び学校番号(校長推薦書に記載された本件高校の名称及び学校番号を除く。)、候補者の年齢、他校教科、推薦順位並びに様式部分(校長推薦書に記載された年度を除く。)を公開すると、請求対象とされた一定の期間における校長候補者の人数及び年度ごとの教頭候補者の人数が分かることが認められる。

したがって、当該情報を公開すると、本件高校の教員等の関係者には本件校長が本件高校及び他校の教員に対してどのような評価をしていたかが明らかになるため、推薦の有無と昇格結果を関連付けて、本件高校の教員等の関係者が本件校長に対して様々な評価をしたり、不当かつ不要な予見を持つ可能性は否定できず、実施機関が、これらの様々な評価や不当かつ不要な予見を払拭する説明をすることが困難であることも理解できる。また、公表されることを前提に推薦者が記載するものではな

く、公開することにより、推薦者が率直な評価を記載できなくなるおそれがあると認められる。

したがって、本件高校の名称及び学校番号（校長推薦書に記載された本件高校の名称及び学校番号を除く。）、候補者の年齢、他校教科、推薦順位並びに様式部分（校長推薦書に記載された年度を除く。）は、公開すると、今後、反復継続される管理職昇格人事に係る事務の適正な遂行に大いに支障を及ぼすこととなり、人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあると認められることから、条例第5条第4号に該当すると判断する。

#### ウ 条例第7条該当性について

不服申立人は本件推薦書を公開することによって、疑惑を持たれるような人事の運用が抑制され、又は無くなると考えられるので、裁量的公開をする公益上の必要があると主張しているが、非公開とすべき情報を公開することによって生ずる支障を上回る公益上の必要性がある事情を具体的に説明しておらず、当審査会もそのような事情を認めることができないので、実施機関が条例第7条による公開をしなかったことが不合理とはいえない。

#### (2) 本件数量文書について

実施機関は、推薦書は、推薦者が、高校の次年度の新たな校長又は教頭にふさわしいと考える者を、候補者として推薦するために作成されるものであり、管理職昇格人事案を検討する際の資料となるが、その過程で、推薦書の数量を把握や管理する必要はないので、本件数量文書を作成していないと説明しており、この説明に反する特段の事情は認められないことから、本件数量文書を作成していないとする実施機関の説明は、不合理であるとはいえない。

#### 5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別 紙

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
平成16年11月9日	諮問
11月12日	実施機関に非公開等理由説明書の提出を要求
12月27日	実施機関から非公開等理由説明書を受理
平成17年1月5日	不服申立人に非公開等理由説明書を送付
1月17日	不服申立人から非公開等理由説明書に対する意見書を受理
平成18年1月16日 (第54回部会)	審議
3月6日	指名委員により不服申立人から意見を聴取 指名委員により実施機関の職員から非公開等理由説明を聴取
3月22日 (第56回部会)	審議
4月11日 (第57回部会)	審議

神奈川県情報公開審査会委員名簿

氏 名	現 職	備 考
金 子 正 史	同 志 社 大 学 教 授	会 長 職 務 代 理 者 部 会 員
沢 藤 達 夫	弁 護 士 ( 横 浜 弁 護 士 会 )	
鈴 木 敏 子	横 浜 国 立 大 学 教 授	
竹 森 裕 子	弁 護 士 ( 横 浜 弁 護 士 会 )	部 会 員
玉 卷 弘 光	東 海 大 学 教 授	
千 葉 準 一	首 都 大 学 東 京 教 授	
堀 部 政 男	中 央 大 学 教 授	会 長 ( 部 会 長 を 兼 ね る )

(平成 18 年 5 月 9 日現在) (五十音順)